

別表1（第3条第1項関係）補助事業の範囲等

項目	内容
補助事業者	<ol style="list-style-type: none"> 1 民間（国及び地方自治体以外）の個人又は法人等であること 2 県税その他の租税を滞納していないこと 3 当該物件に関する管理権原を有していること 4 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員との関与がないもの 5 役員等及び被雇用者が出入国管理及び難民認定法による不法就労者、不法就労を助長する者のいずれにも該当しないこと
補助対象物件	<p>建築用途区分が以下のいずれかに該当すること</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 店舗・・・マーケット、コンビニ、食堂、喫茶店、理容室等、日常的に不特定多数の県民が利用できるもの 2 病院・診療所 3 その他 知事が認めるもの <p>※対象外</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅等（戸建て住宅、分譲マンション、別荘等（建築用途の区分で「住宅」に属する建築物）） ・住宅と併用する施設において、住居用部分の床面積が延べ床面積の50%を超えるもの ・建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）別紙の、用途を表す記号8600の建築物に該当するもの
補助要件	<ol style="list-style-type: none"> 1 申請建築物が群馬県内に存在すること 2 建築基準法等の各種関係法令を遵守していること 3 施工は県内に事務所を有し、建築事業許可を得ている者によって行われること 4 補助に係る部分の材料（木材）が発注前であること 5 当該施設の年間利用者滞在時間が860時間以上を見込めること 6 県産木材の普及のため、以下の取り組みすべてを行うこと <ol style="list-style-type: none"> (1) 対象物件の見学会・研修会を実施すること (2) 表示板等により、県産木材を使用した旨を施設の見やすい箇所に標示すること (3) SNS等により、県産木材を使用した旨をPRすること 7 以下の事業情報の提供と公開に同意すること <ol style="list-style-type: none"> (1) 補助事業の実施において県に提供された資料 (2) 集客状況や来訪者の反応 (3) ZEB加算物件においては消費エネルギー量 (4) その他知事の求めるもの 8 以下の県産木材使用量とすること <ol style="list-style-type: none"> (1) 木造化 <ul style="list-style-type: none"> 以下のア、イを満たすこと ア) 0.09m³/m²以上の木材を使用すること イ) 木材使用量のうち、県産木材の使用割合が50%以上であること (2) 木質化 <ul style="list-style-type: none"> 以下のア、イを満たすこと ア) 木質化面積（仕上げ材に使用する床・壁・天井等の延べ面積）が20m²以上であること イ) 木材使用量のうち、県産木材の使用割合が50%以上であること 9 設計積算に係る資料を提供すること 10 その他知事が第1条の目的を達成するために必要と認めるものに依ること
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・木造化と木質化の併用を可能とするが、木造化、木質化それぞれで木材使用量を満たすことを条件とする。 ・補助金算定のため、木工事費とそれ以外の工事費を別積算として切り分けること。 ・住宅と併用する施設においては、居住用部分は補助対象経費に含まない（補助対象施設と居住用部分の工事費を別積算として切り分けること）。 ・木拾い表での確認ができるもののみ木材使用量として計算する。 ・内外装は建物への固定があるものを対象とし、什器、外構は対象外。

別表2（第3条第2項関係）補助対象経費

1 木工事費

補助対象経費	木工事費 根拠資料を添付すること		
	内訳	1 材料費	木工事に直接必要な材料の購入費をいい、これに要する運搬費、保管料を含むものとする。
		2 労務費	木工事に直接必要な労務者に対する賃金等の人件費をいう。
		3 諸経費	木工事に係るその他経費をいう。(注)
補助率	補助対象経費に県産木材使用割合を乗じたものの1/2以内(千円未満切捨) ※上限10,000千円/物件		

(注) 諸経費については、次のとおり算出すること。

A 木工事費 = 木工事に係る材料費 + 木工事に係る労務費

B その他建築工事費 = (建築工事に係る材料費 + 建築工事に係る労務費) - A

C 建築工事諸経費 = 建築工事費 - (A + B)

D 木工事諸経費 = C × (A / (A + B))

総事業費				
建築工事費				建築工事以外の事業費
直接工事費(材料費+労務費)		諸経費(直接工事費以外)(C)		
木工事(A) (直接工事費)	木工事以外の建築工事(B) (直接工事費)	直接工事費に占める木工事の割合から換算 =C×(A/(A+B))		
		木工事(D) (諸経費)	木工事以外の建築工事 (諸経費)	

補助対象経費 (A+D)

2 ZEB加算 ※木造化新築物件のみ

補助対象経費	860,000円 + (235 × 延べ床面積 (m ²))
補助率	補助対象経費の2/3以内(千円未満切捨) ※上限600千円

別表3（第2条関係） ぐんま木の建物っていいね推進事業における ZEB の定義

	定性的な定義	定量的な定義（判断基準）
ZEB	年間の一次エネルギー消費量が正味ゼロ又はマイナスの建築物	次の①～②の全てに適合した建築物 ①基準一次エネルギー消費量から 50%以上の削減（再生可能エネルギー*を除く） ②基準一次エネルギー消費量から 100%以上の削減（再生可能エネルギー*を含む）
Nearly ZEB	ZEB に限りなく近い建築物として、ZEB Ready の要件を満たし、再生可能エネルギーにより年間の一次エネルギー消費量をゼロに近づけた建築物	次の①～②の全てに適合した建築物 ①基準一次エネルギー消費量から 50%以上の削減（再生可能エネルギー*を除く） ②基準一次エネルギー消費量から 75%以上 100%未満の削減（再生可能エネルギー*を含む）
ZEB Ready	ZEB を見据えた先進建築物として、外皮の高断熱化及び高効率な省エネルギー設備を備えた建築物	再生可能エネルギー*を除き、基準一次エネルギー消費量から 50%以上の一次エネルギー消費量削減に適合した建築物

*再生可能エネルギー量の対象は、当該建築物の敷地内で発電されるものに限るものとし、自家消費分に加え、売電分も対象に含める。

注 この定義は、「ZEBロードマップ検討委員会とりまとめ」（平成27年12月経済産業省資源エネルギー庁）に準ずる。

別表4（第4条関係） 添付書類

申請内容	添付書類
交付申請 （別記様式第1号）	1 事業計画書（別記様式第1号付1又は2） 2 事業費積算及び内訳を証する資料（見積書・契約書等） 3 工程表（別記様式第1号付3） 4 暴力団排除に関する誓約書（別記様式第1号付4） 5 不法就労に関する誓約書（別記様式第1号付5） 6 木拾い表（別記様式第1号付6またはこの様式に類するもの） 7 木造化：設計図（配置図・平面図・断面詳細図（縦割り）・立面図）（A3版） 木質化：設計図（木質化を図る部分を図示した平面図等） 8 建築確認申請書の記載面全て及び確認済証の写し ※申請が必要な場合のみ 9 施工業者の建設業許可証明書の写し 10 ZEBの区分が明記されたBELS評価書 ※該当する場合のみ 11 通帳のコピー
変更申請 （別記様式第3号）	1 事業変更計画書（別記様式第1号付1又は2） 2 変更工程表（別記様式第1号付3） 3 設計図（変更のあったもの） 4 その他変更の内容を示すのに必要な書類 注）1，2については当初計画を引用し、上段に変更前、下段に変更後を記入
執行状況報告 （別記様式第7号）	1 進捗状況を確認できる写真
概算払請求 （別記様式第8号）	1 申請時点の進捗状況を記載した工程表（別記様式第1号付3） 2 進捗状況を記載した図面 3 進捗状況を確認できる写真
実績報告 （別記様式第10号）	1 工事及び県産木材普及の実施状況写真、完成写真及び成果品並びに資料等 2 使用木材の情報がわかる証明書、出荷伝票、納品書等 3 契約書の写し及びこれに類するもの並びに出来高設計書等 4 その他事業の成果を証するもの
繰越承認申請 （別記様式第12号）	1 繰越額計算表（別記様式第12号付） 2 変更工程表（別記様式第1号付3）